

# 住民基本台帳カードの発行終了・

## 電子証明書の発行終了について

平成27年10月5日よりマイナンバー制度が開始されたことに伴い、住民基本台帳カードの交付と住民基本台帳カードへの電子証明書の発行が下記の日程により終了いたします。なお、現在お使いの住民基本台帳カード、電子証明書は有効期限までお使いいただけます。

項目	申請期限	手数料
住民基本台帳カード (新規交付及び更新)	平成27年12月28日(月)16時まで	500円
電子証明書 (新規発行及び更新)	平成27年12月22日(火)16時まで	500円

●最終日は即日交付が可能な方のみのお受けとなります。

電子証明書をお持ちの方は、有効期間をご確認ください

平成28年1月から交付が始まる個人番号カードには、公的個人認証サービスの電子証明書は標準搭載されますが、交付開始当初および確定申告時期は個人番号カードの交付申請が集中し、交付までに相当な時間がかかることが予測されます。

そのため、個人番号カードの申込みを行っても交付が確定申告時期に間に合わない可能性があります。

平成28年の国税電子申告(e-Tax)を行う予定の方は、必ず電子証明書の有効期限をお確かめ下さい。

住民基本台帳カードの有効期間	発行した日から10年間 (住民基本台帳カードの券面に有効期間が記載されています)
	発行した日から3年間 (住民基本台帳カードの有効期間とは異なりますのでご注意ください)

◎電子証明書の有効期間は、電子証明書の発行時期にお渡しした『電子証明書の写し』で確認することができます。また、公的個人認証サービスが提供する『利用者クライアントソフト』を用いて確認することもできます。なお、利用者クライアントソフトの取得方法や利用方法に関しては、下記のサイトからご確認ください。

公的個人認証ポータルサイト：<http://www.jpki.go.jp/>

(問い合わせ先) 市民課 戸籍住民担当